

佐賀県告示第96号

佐賀県未収債権審査委員会設置規程（昭和39年佐賀県告示第359号）の一部を次のように改正する。

令和元年10月21日

佐賀県知事 山 口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(設置)</p> <p>第1条 負担金、分担金、使用料、手数料、財産収入、貸付金、償還金その他の歳入に係る債権（地方自治法（昭和22年法律第67号）第240条第4項各号に掲げる債権を除く。）について、収入未済となっている原因、徴収事務の経過等を検討して事後の措置を明らかにし、その整理を促進するため、佐賀県未収債権審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。</p> <p>(組織)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 委員は、<u>財政課長、出納局長及び各部主管課の課長並びに知事が任命する職員をもって充てる。</u></p> <p>(委員会の運営)</p> <p>第4条 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 負担金、分担金、使用料、手数料、財産収入、貸付金、償還金その他の歳入に係る債権（地方自治法（昭和22年法律第67号）第240条第4項各号に掲げる債権を除く。<u>第4条第4項において「債権」という。</u>）について、収入未済となっている原因、徴収事務の経過等を検討して事後の措置を明らかにし、その整理を促進するため、佐賀県未収債権審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。</p> <p>(組織)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 委員は、<u>政策課長、法務私学課長、財政課長、税政課長及び出納局長並びに知事が任命する職員をもって充てる。</u></p> <p>(委員会の運営)</p> <p>第4条 略</p> <p>2・3 略</p> <p><u>4 会長は、必要と認めるときは債権を管理している課の職員を委員会に出席させることができる。</u></p>

附 則

この告示は、公布の日から施行する。